

平成29年4月26日

会員の処分

一般社団法人 日本投資顧問業協会

当協会は、定款第14条第1項第2号の規定に基づき、法令違反等の事実が認められた会員を、下記のとおり処分しました。

記

1. 株式会社SQIジャパン（会員番号 012-02468号）

（1）処分の種類及び程度

過怠金の賦課 200万円

会員権の停止 平成29年5月1日から1か月

（2）処分の対象となった事実

①金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為（金融商品取引法第38条第1号に該当）

②著しく事実に相違する表示又は著しく人を誤認させるような表示のある広告をする行為（金融商品取引法第37条第2項に違反）

（3）処分の理由

定款第14条第1項第2号に該当

2. 株式会社AMオンライン (会員番号 012-02571 号)

(1) 処分の種類及び程度

過怠金の賦課 250万円

会員権の停止 平成29年5月1日から1か月

(2) 処分の対象となった事実

- ①金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為 (金融商品取引法第38条第1号に該当)
- ②顧客に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、金融商品取引契約の締結の勧誘をする行為 (金融商品取引法第38条第2号に該当)
- ③著しく事実に相違する表示又は著しく人を誤認させるような表示のある広告をする行為 (金融商品取引法第37条第2項に違反)

(3) 処分の理由

定款第14条第1項第2号に該当

以上